

平成12年 1 月28日制定（空 航 第 1 1 6 号）

地方航空局次長 殿

航空局技術部運航課長

航空法施行規則第153条の改正について

「航空法施行規則の一部を改正する省令」（平成12年運輸省令第 1 号）により改正され、平成12年 2 月 1 日より施行される改正後の航空法施行規則第153条の規定について、下記のとおり補足するので、了知願いたい。

社団法人日本航空機操縦士協会会長 殿

航空局技術部運航課長

航空法施行規則第153条の改正について

「航空法施行規則の一部を改正する省令」（平成12年運輸省第 1 号）により改正され、平成12年 2 月 1 日より施行される改正後の航空法施行規則第153条の規定について、下記のとおり補足しますので、貴協会傘下の会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 航空法施行規則第153条の表区分 4（計器飛行方式により飛行しようとする飛行機（航空運送事業の用に供するものを除く。）の「代替飛行場を飛行計画に表示しないもの」とは、次に掲げる条件が満たされている場合において、代替飛行場を飛行計画に表示しない飛行機をいう。
  - (1) 着陸地に計器進入方式が設定されていること。
  - (2) 着陸地の到着予定時刻の前後それぞれ 2 時間の間（飛行時間が 2 時間未満の場合は出発時刻から到着予定時刻の 2 時間後までの間）、次に掲げる気象条件が確保されることが、利用可能な気象情報により示されること
    - ① 雲高が、当該機に適用可能な計器進入方式の進入限界高度として定められた最小の高度より少なくとも 300m 高いこと
    - ② 視程が、当該機に適用可能な計器進入方式の最低気象条件として定められた最小の値より少なくとも 4,000m 以上上回る値を示すこと、又は 5,500m 以上の値を示すこと
2. 航空法施行規則第153条の表区分 5（計器飛行方式により飛行しようとする回転翼航空機（航空運送事業の用に供するものを除く。）の「代替飛行場を飛行計画に表示しないもの」とは、次に掲げるいずれかの場合において、代替飛行場を飛行計画に表示しない回転翼航空機をいう。
  - (1) 次に掲げる条件が満たされている場合
    - ① 着陸地に計器進入方式が設定されていること

- ② 着陸地の到着予定時刻の前後それぞれ2時間の間（飛行時間が2時間未満の場合は出発時刻から到着予定時刻の2時間後までの間）、次に掲げる気象条件が確保されることが、利用可能な気象情報により示される場合
  - a) 雲高が、当該機に適用可能な計器進入方式の進入限界高度として定められた最小の高度より少なくとも120m高いこと
  - b) 視程が、当該機に適用可能な計器進入方式の最低気象条件として定められた最小の値より少なくとも1,500m以上上回る値を示すこと。
- (2) 次に掲げる条件が満たされている場合
  - ① 着陸地が孤立しており代替飛行場に適した飛行場がないこと
  - ② 着陸地に計器進入方式が設定されていること
  - ③ 着陸地が洋上の場合にあつては、不帰投点（PNR）が設定されていること